

# 平成30年産米の作付けに係る取組方針について

## 1 方針

生産者は米の需要動向や在庫情報等を踏まえ、自らの経営判断により、需要に応じた米の生産を行う。また、生産者、生産者団体、卸売業者、行政が一体となって契約栽培等の需要と直結した生産を推進する。さらに地域ごと、生産者組織ごとに高品質化、ブランド化を推進し、産地競争力の強化を図る。

- (1) 主食用米については、品種ごとの需要に応じて、戦略的に規模拡大を進める。
- (2) 加工用米、飼料用米、WCS 用稲等の主食用以外の米については交付金を活用し、需要に応じた生産を進める。
- (3) 水田フル活用を図るため、水稻を作付けしない水田についても、稲作以外の作付けに転換する等、耕作放棄地の解消に努める。